

○厚生労働省令第 4 号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十七日
厚生労働大臣 武見 敬三

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（高額介護合算療養費の支給の申請等）</p> <p>第九十九条の十（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、第二項本文の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 その他高額介護合算療養費等（高齢者医療確保法第七条第一項に規定する医療保険各法（第九十九条の三及び第九十六条の二において「医療保険各法」という。）若しくは高齢者医療確保法の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次項及び次条第四項において同じ。）の支給に必要な事項</p> <p>5・6（略）</p> <p>第五章 費用の負担</p> <p>（出産育児交付調整金額）</p> <p>第三十四条の二 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額（法第五十二条の四に規定する概算出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）が同年度の確定出産育児交付金の額（法第五十二条の五に規定する確定出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）を超えらるる場合における出産育児交付調整金額（法第五十二条の三第二項に規定する出産育児交付調整金額をいう。次項において同じ。）は、その超える額（次条において「出産育児交付超過額」という。）に次条に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。</p> <p>2 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額（次条において「出産育児交付不足額」という。）に次条に規定する出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。</p>	<p>（高額介護合算療養費の支給の申請等）</p> <p>第九十九条の十（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、第二項本文の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 その他高額介護合算療養費等（高齢者医療確保法第七条第一項に規定する医療保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次項及び次条第四項において同じ。）の支給に必要な事項</p> <p>5・6（略）</p> <p>第五章 費用の負担</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>（事業計画及び資金計画）</p> <p>第十一条 法第四十四条の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第三十九条第一項第二号の規定による後期高齢者支援金等の徴収及び後期高齢者交付金の交付並びに同項第三号の規定による出産育児支援金及び出産育児関係事務費拠出金の徴収及び出産育児交付金の交付に関する事項</p> <p>三・四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（医療法施行規則の一部改正）</p> <p>第十六条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>第一条の四 都道府県知事は、法第六条の第三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法により報告することともに、医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能をも有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>第六条の三 法第四条の第二第一項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 第九条の二十第六号イに規定する紹介率の前年度の平均値</p> <p>十二 第九条の二十第七号イに規定する逆紹介率の前年度の平均値</p> <p>十三（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 前項第十一号の値が百分の五十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に紹介率を百分の五十まで高めるための具体的な年次計画</p> <p>十五 前項第十二号の値が百分の四十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるための具体的な年次計画</p> <p>十六（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第六条の五 法第四条の第二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める数は四百とする。</p> <p>第三十条の三十二の三 法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行った参加法人等（法第七十条第一項に規定する参加法人等をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療</p>	<p>（事業計画及び資金計画）</p> <p>第十一条 法第四十四条の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第三十九条第一項第二号の規定による後期高齢者支援金等の徴収及び後期高齢者交付金の交付に関する事項</p> <p>三・四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（医療法施行規則の一部改正）</p> <p>第十六条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>第一条の四 都道府県知事は、法第六条の第三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能をも有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>第六条の三 法第四条の第二第一項の規定により特定機能病院と称することについての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 第九条の二十第六号イに規定する紹介率の前年度の平均値</p> <p>十二 第九条の二十第七号イに規定する逆紹介率の前年度の平均値</p> <p>十三（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 前項第十号の値が百分の五十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に紹介率を百分の五十まで高めるための具体的な年次計画</p> <p>十五 前項第十一号の値が百分の四十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるための具体的な年次計画</p> <p>十六（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第六条の五 法第四条の第二第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める数は四百とする。</p> <p>第三十条の三十二の三 法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行った参加法人（法第七十条第一項に規定する参加法人をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連</p>

（傍線部分は改正部分）

療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の十八において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二 当該申請を行った参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人等が開設する病院及び診療所の病床の合計が、当該申請の前後において増加しないこと。

三 当該申請を行った参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人等が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。

四 当該申請が、あらかじめ、当該申請を行った参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人に置かれている法第七十条の三第一項第十七号に規定する地域医療連携推進評議会（以下単に「地域医療連携推進評議会」という。）の意見を聴いた上で、行われているものであること。

（地域医療連携推進法人の社員）

第三十九条の二 法第七十条第一項及び第七十条の三第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。

（削る）

（削る）

- 一 法第七十条第一項各号に規定する者であつて、参加法人等になることを希望しないもの
- 二・三 （略）

（参加法人等の構成）

第三十九条の七 法第七十条の三第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）を開設する参加法人等の数が二以上であるものであること。

二 病院等を開設する参加法人等の有する議決権の合計が、法第七十条第一項第二号に規定する介護事業等（以下この章において単に「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する参加法人等の有する議決権の合計を超えるものであること。

（社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者）

第三十九条の八 法第七十条の三第一項第十三号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

三 当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員

連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の十八において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二 当該申請を行った参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において増加しないこと。

三 当該申請を行った参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。

四 当該申請が、あらかじめ、当該申請を行った参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人に置かれている法第七十条の三第一項第十六号に規定する地域医療連携推進評議会（以下単に「地域医療連携推進評議会」という。）の意見を聴いた上で、行われているものであること。

（地域医療連携推進法人の社員）

第三十九条の二 法第七十条第一項及び第七十条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。

- 一 医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）を開設する個人
- 二 医療連携推進区域において、法第七十条第一項第二号に規定する介護事業等（以下この章において単に「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する個人
- 三 法第七十条第一項各号に規定する法人であつて、参加法人になることを希望しないもの
- 四・五 （略）

（参加法人の構成）

第三十九条の七 法第七十条の三第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 病院等を開設する参加法人の数が二以上であるものであること。

二 病院等を開設する参加法人の有する議決権の合計が、介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する参加法人の有する議決権の合計を超えるものであること。

（社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者）

第三十九条の八 法第七十条の三第一項第十二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

三 当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員

- 四 当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人
- 五 (略)

(地域医療連携推進法人の役員と特殊の関係がある者)

第三十九条の九 法第七十条の三第一項第十四号ロに規定する役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 〇三 (略)

(医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な理事)

第三十九条の十 法第七十条の三第一項第十四号ハに規定する厚生労働省令で定める者は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験を有する者とする。

(地域医療連携推進法人に意見を求めなければならない事項)

第三十九条の十一 法第七十条の三第一項第十八号トに規定する厚生労働省令で定める事由は、目的たる事業の成功の不能とする。

(残余財産の帰属すべき者となることができる者等)

第三十九条の十二 法第七十条の三第一項第十九号に規定する厚生労働省令で定める者は、第三十一条の二各号に掲げる者とする。

(医療法人の計算に関する規定の準用)

第三十九条の二十二 前章第四節(第三十二条の五、第三十二条の六第二号ロ、第三十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項、第三十三条の二、第三十三条の二の七第二項並びに第三十三条の二の八を除く。)の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十三条の二の六第二項及び第三項	(略)	地域医療連携推進法人(法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第五項に規定する特定地域医療連携推進法人を除く。)
(略)	(略)	(略)

(法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第五項の厚生労働省令で定める基準)

第三十九条の二十二の二 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第五項の厚生労働省令で定める基準は、最終会計年度(法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する事業報告書等につき法第七十条の十四において準用する法第五十一条第六項の承認を受けた直近の会計年度をいう。以下この条において同じ。)に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が七十億円以上であることとする。

- 四 当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人
- 五 (略)

(地域医療連携推進法人の役員と特殊の関係がある者)

第三十九条の九 法第七十条の三第一項第十三号ロに規定する役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 〇三 (略)

(医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な理事)

第三十九条の十 法第七十条の三第一項第十三号ハに規定する厚生労働省令で定める者は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験を有する者とする。

(地域医療連携推進法人に意見を求めなければならない事項)

第三十九条の十一 法第七十条の三第一項第十七号トに規定する厚生労働省令で定める事由は、目的たる事業の成功の不能とする。

(残余財産の帰属すべき者となることができる者等)

第三十九条の十二 法第七十条の三第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める者は、第三十一条の二各号に掲げる者とする。

(医療法人の計算に関する規定の準用)

第三十九条の二十二 前章第四節(第三十二条の五、第三十二条の六第二号ロ、第三十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項、第三十三条の二、第三十三条の二の七第二項並びに第三十三条の二の八を除く。)の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十三条の二の六第二項及び第三項	法第五十一条第二項の医療法人	地域医療連携推進法人
(略)	(略)	(略)

(新設)

<p>(定款の変更の認可)</p> <p>第三十九条の二十四 法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第三項の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、認定都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに法第七十条第二項第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定款に定めるものであるときは、前項各号の書類のほか、現に法第七十条第二項第三号に掲げる業務を行っていないこと及び当該地域医療連携推進法人から出資を受けている事業者がいらないことを証する書類を、前項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>3 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が法第七十条第二項第三号に掲げる業務及び出資を行わない旨の定めを削除するものであるときは、第一項各号の書類のほか、当該変更後の当該地域医療連携推進法人の参加法人等の名称及び住所を記載した書類を、第一項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>4 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに病院等を開設しようとする場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、当該病院等の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(公益認定を受けている場合の特例)</p> <p>第三十九条の三十 地域医療連携推進法人が公益認定法第四条の規定による認定を受けた法人である場合は、法第七十条の三第一項第十九号及び第二十号の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定款の変更の認可)</p> <p>第三十九条の二十四 法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第三項の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、認定都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに病院等を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、当該病院等の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(公益認定を受けている場合の特例)</p> <p>第三十九条の三十 地域医療連携推進法人が公益認定法第四条の規定による認定を受けた法人である場合は、法第七十条の三第一項第十八号及び第十九号の規定は、適用しない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(介護保険法施行規則の一部改正)</p> <p>第十七条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>改正後</p> <p>(法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)</p> <p>第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)その他の事業者に対する居宅サービス計画(法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)の策定等に必要な情報提供(当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。)並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。</p>	<p>(傍線部分は改正部分)</p> <p>改正前</p> <p>(法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導)</p> <p>第九条の二 法第八条第六項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち医師又は歯科医師により行われるものは、居宅要介護者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)その他の事業者に対する居宅サービス計画(法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)の策定等に必要な情報提供(当該居宅要介護者の同意を得て行うものに限る。)並びに当該居宅要介護者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七条、第九条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。
(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。